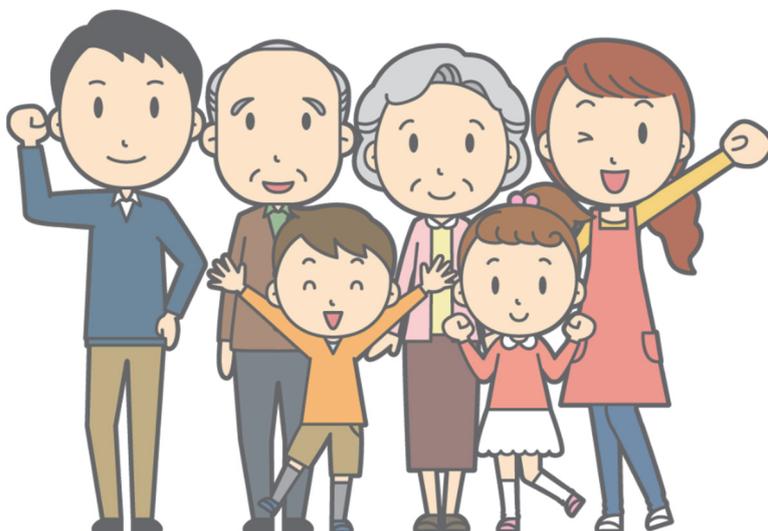


北竜町 第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

《令和3(2021)～令和5(2023)年度》

概要版



令和3年3月
北竜町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

北竜町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～14年度）の策定を皮切りに、これまで7期にわたる介護保険事業計画を策定してきました。

今回策定する第8期北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

全国的な傾向と同様、北竜町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

第8期計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、北竜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

北竜町においては、道の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

3 計画の期間

第8期計画は令和3年度～令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保健事業計画								
		見直し	第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保健事業計画					
					見直し	第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保健事業計画		

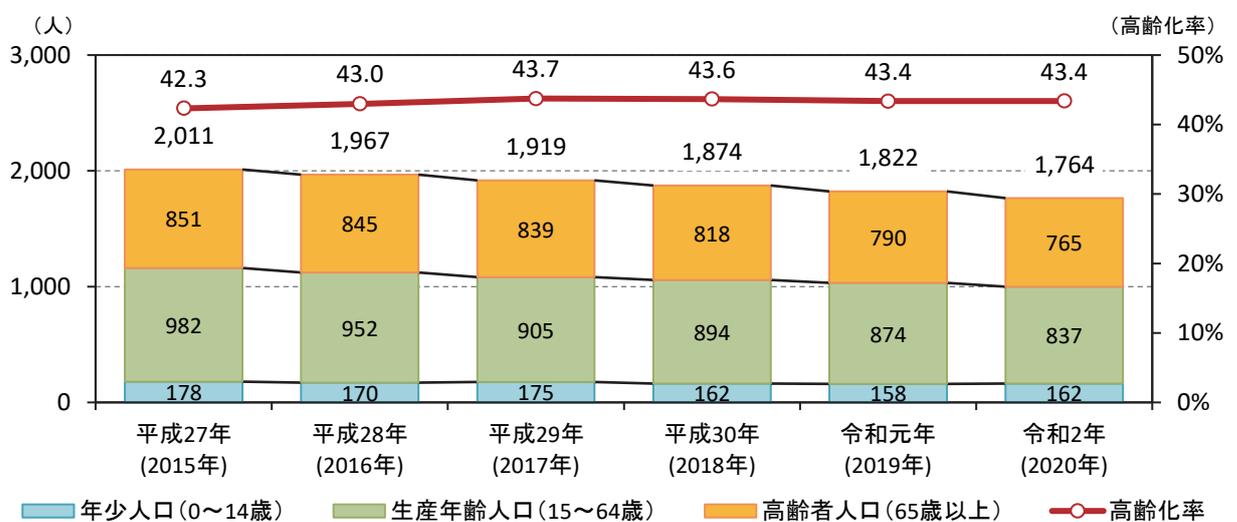
● 北竜町の高齢者の状況

1 総人口の推移

北竜町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の2,011人から令和2年には1,764人まで減少しています。高齢者人口（65歳以上）は平成27年から減少が続いていますが、高齢化率は平成29年の43.7%からおおむね横ばいに推移しています。

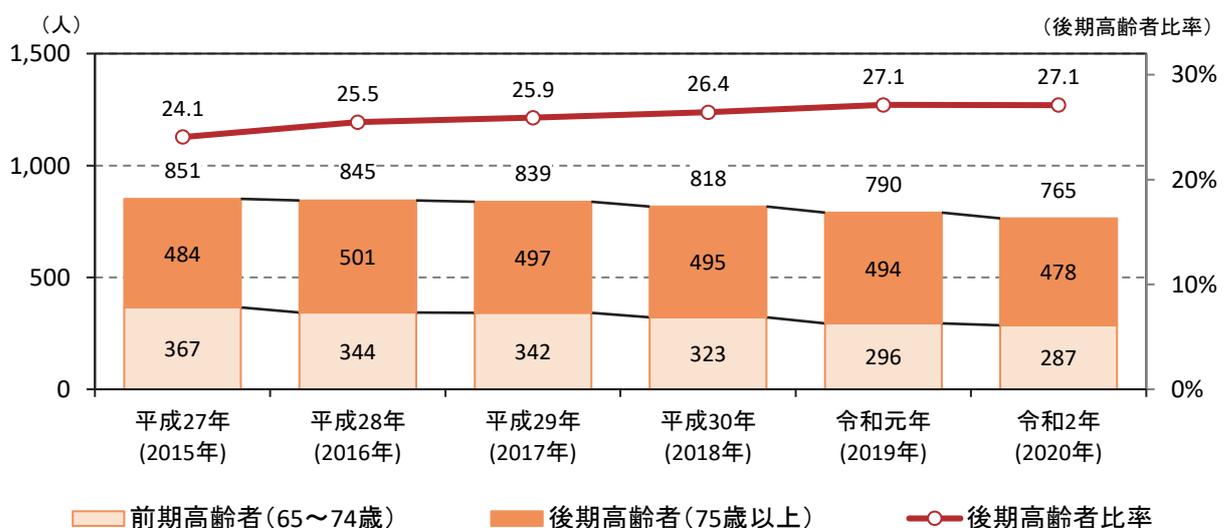
高齢者の内訳をみると、総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和2年には27.1%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

● 計画の基本理念

国においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を展望して制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めており、制度改革の柱の1つとして健康寿命の延伸と認知症対策を掲げています。

北竜町では、「北竜町総合計画」（令和元年度～令和10年度）において、保健・医療・福祉分野の基本目標として「ともに支え合う快活なまち」を掲げていることから、高齢者が健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、第8期計画の基本理念を次のとおり定めます。

－ 基本理念 －

高齢者が安心して快活に過ごせるまち

● 推進する施策

基本目標1 支え合う地域づくり

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や1人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、その状態に応じ、必要なときに必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

① 地域包括ケア体制の充実

- 地域包括支援センターの運営
- 地域ケア会議の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 生活支援サービスの体制整備
- 権利擁護の推進

② 認知症対策の推進

- 認知症の早期発見と対応
- 認知症に関する知識の普及
- 認知症を介護する家族支援の充実

③ 地域共生社会の実現

- 町民向け研修会の開催
- 福祉教育の推進
- 高齢者の見守り体制の整備



基本目標2 健康で自立した生活づくり

高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

①健康づくりの推進

②介護予防の総合的な推進

- 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 一般介護予防事業の充実
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

③生きがいづくりの促進

- 老人クラブ活動への支援
- 生涯学習活動の推進
- 就労への支援
- 外出や移動の支援



基本目標3 安心できる地域づくり

介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える北竜町にとって大きな課題となるため、利用しやすい公共施設の整備、防災・防犯対策の充実に努めます。

①介護保険サービスの充実

- 介護・福祉人材確保への支援
- 介護保険サービスの情報提供
- 介護給付費適正化の推進

②高齢者福祉サービスの充実

- 在宅福祉サービスの充実
- 介護者への支援
- 住環境の提供

③生活安全対策の推進

- 防災対策の推進
- 防犯対策の推進
- 交通安全対策の推進
- 感染症対策の推進

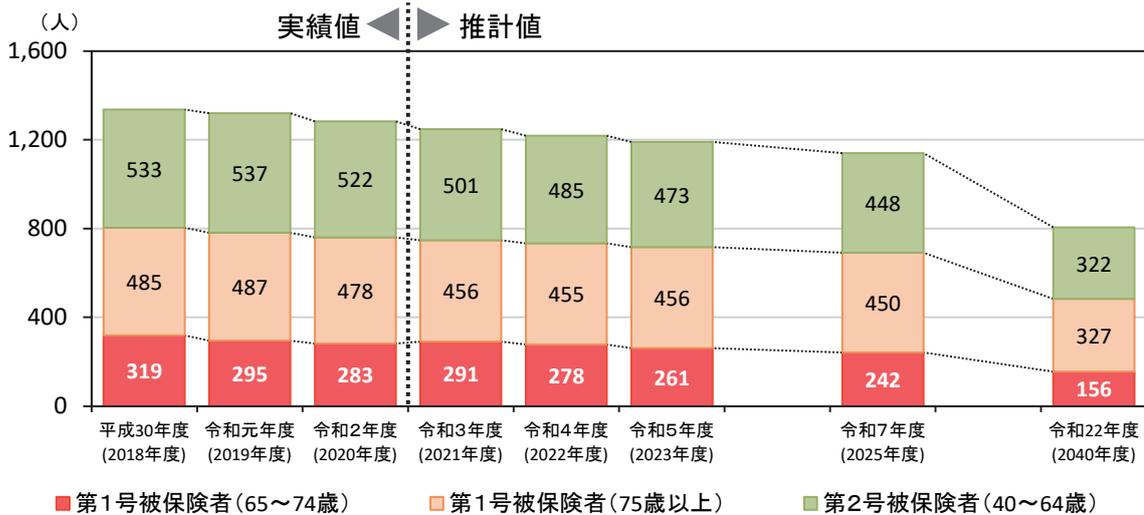


● 将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は年々減少傾向が続き、令和7年度は692人、令和22年度には483人となることを見込まれます。また、第2号被保険者数は令和元年度をピークに減少し、令和7年度は448人、令和22年度には322人となる見込みです。

■被保険者数の推移

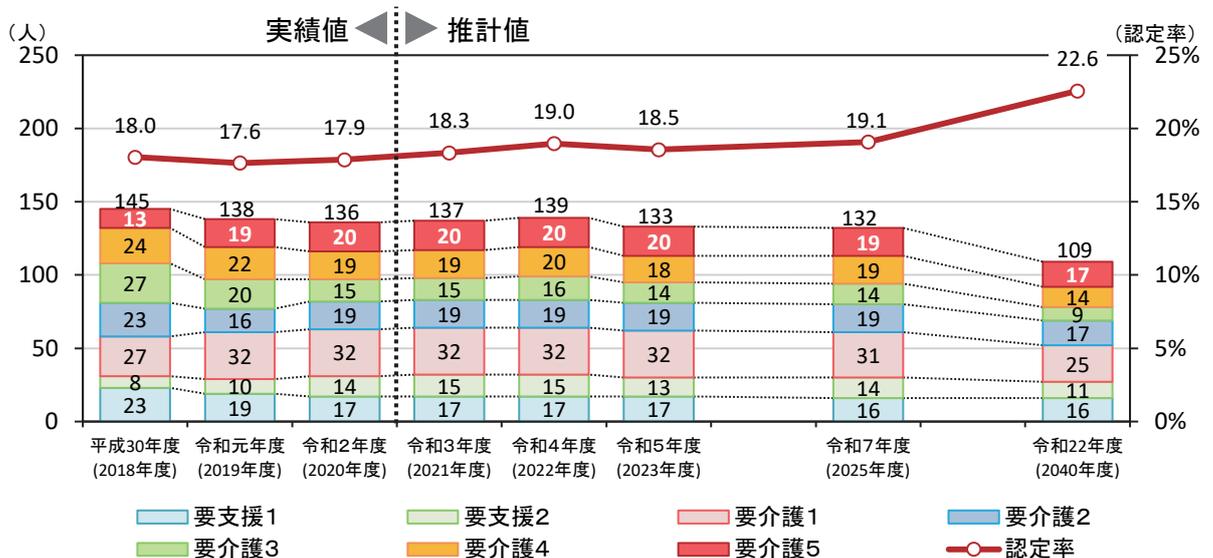


[資料]実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和4年度に139人でピークを迎え、令和7年度は132人、令和22年度は109人となる見込みです。また、高齢化の進展に伴って要介護認定率も上昇し、令和7年度は19.1%、令和22年度は22.6%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



[資料]実績値：介護保険事業状況報告、推計値：男女年齢階級別認定率による推計

● 介護保険料

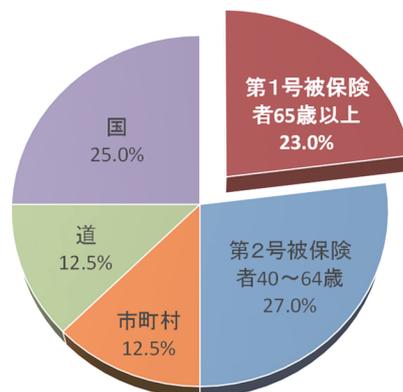
1 介護保険の財源構成について

介護保険の財源は、国、道、町の負担と40歳以上の方が納める介護保険料で賄われており、第8期計画期間の介護給付費に対する第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、23%となっています。

今後、北竜町の高齢者人口は減少が見込まれ、それに伴って介護保険サービスの1人あたり給付費の負担は増大していくことが予想されます。

そのため、本町では、必要なサービスを確保しつつ、本計画の基本理念である「高齢者が安心して快活に過ごせるまち」を実現するために、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。

■ 介護保険の財源構成



2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者の方。 ○世帯全員が町民税非課税の老齢年金受給の方。 ○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等80万円以下の方。	0.50 (0.30)	39,000円 (23,400円)	3,250円 (1,950円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.75 (0.50)	58,500円 (39,000円)	4,875円 (3,250円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入が120万円を超える方	0.75 (0.70)	58,500円 (54,600円)	4,875円 (4,550円)
第4段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.90	70,200円	5,850円
第5段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.00	78,000円	6,500円
第6段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.20	93,600円	7,800円
第7段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.30	101,400円	8,450円
第8段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.50	117,000円	9,750円
第9段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上の方。	1.70	132,600円	11,050円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

北竜町
第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



発行：北海道 北竜町
令和3年3月

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和 11 番地 1
TEL 0164-34-2111 FAX 0164-34-3766
<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/>